（平成３年法律第 76 号）第２条第１号に規定する原則として１歳未満の子を養育する労働者を対象とした育児休業、同法第 23 条第２項の規定による３歳未満の子を養育する労働者を対象とした休業及び同法第 24 条第１項の規定による小学校就学前の子を養育する労働者を対象とした休業をいうこと。なお、育児休業等取得率は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。